

平成 26 年度奈良県計画に関する 事後評価

**令和 7 年 1 月
奈良県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

・令和6年2月19日の医療審議会でその時点までの実施内容について報告を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特になし。

2. 目標の達成状況

平成26年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体（目標と計画期間）

1. 奈良県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

地域医療構想を実現するため、ICT技術を用いた医療機関間や介護事業者も含めた地域でのネットワーク形成及び県下での情報連携する仕組みを構築する必要がある。また、高齢化に伴う放射線治療の需要の増加に対応するとともに、県拠点病院である奈良県立医科大学附属病院等と連携を図りながら、中和、南和医療圏等の患者についても放射線治療を実施するため、放射線治療棟を建設する。

がん患者の口腔ケアによる口腔内合併症や感染症の予防、歯科治療により経口摂取が可能になることで低栄養を防止、在院日数の削減、術後や退院後の口腔ケアや歯科治療でQOLを維持する。

（2）居宅等における医療の提供に関する事業

奈良県においては、高齢社会を背景に、疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が確実であり、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多い。円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制の構築など、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

また、在宅障害児への支援として、包括的支援をモデル的に実施し、在宅障害児支援体制の構築を目指す。

（3）医療従事者の確保に関する事業

奈良県では、医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。特に、医師の偏在、医療従事者の職場環境の整備は喫緊の課題となっている。そのため、産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援、医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築など、医師の偏在を解消するための取組を実施する。また、看護職員についても、職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進、ナースセンターの運営体制を強化、看護師等免許保持者の届出制度を活用した復職支援やサテライト相談の実施、ハローワークとの連携等により、看護職員の就業を促進する。

2. 計画期間

平成26年度～令和5年度

□奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・医療と介護を一体的に把握できる国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとにどのような検証手法が有効かについて、評価分析を実施。
- ・国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとの患者受療動向等の現状を把握する方法を定型化し、地域医療構想調整会議等で病院へ提示することで、将来の機能別病床数を検討する材料を提供。

（2）居宅等における医療の提供に関する事業

- ・保健所のノウハウを活かした広域的・専門的な調整に限定した市町村支援等を実施することで、引き続き、事業の目標である在宅医療連携拠点整備を支援。具体的には①管内市町村広域連携支援事業、②入退院調整ルールづくり支援事業、③多職種間連携強化支援事業の3事業を実施。

2. 見解

地域医療構想の実現に向けた医療提供体制を構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3. 目標の継続状況

☒令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

☐令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

奈良県全体の目標と同じ

（2）居宅等における医療の提供に関する事業について

奈良県全体の目標と同じ

（3）医療従事者の確保について

奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

平成26年度～令和5年度

□奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

☒令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

☐令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成26年度奈良県計画に規定した事業について、令和5年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 がん患者に対する口腔ケア対策支援事業	【総事業費】 973 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・がん医科歯科連携講習会修了書授与数 400 人 ・歯科衛生士派遣病院数 10 病院 ・病診連携数 10 病院 ・患者満足度の上昇	
事業の達成状況	がん診療連携拠点病院等と地域の歯科医師とのがん患者の口腔ケアに関する連絡会を実施し、連絡会の内容を踏まえ、歯科医師等を対象とした研修会を実施。 ○歯科医師等を対象にした研修会の実施 ・がん医科歯科連携講習会修了書授与数：H26～R5：716 人 ・がん診療連携登録歯科医：139 人 ○がん診療病院に対する歯科医師、歯科衛生士の派遣 ・歯科医師、歯科衛生士派遣病院数：H26～R5：10 病院、延 12 病院 ○病診連携数 ・病診連携数：12 病院 ・連携歯科医療機関数：35 機関 ・医科歯科連携件数：98 件 ○患者満足度の上昇 ・がん治療に納得していると回答した割合：H29:66.7%→R3:67.8% (ならのがんに関する患者意識調査)	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 本事業を実施することにより、がん患者が適切に口腔ケアや歯科治療にかかりやすい体制を構築するために、がん診療連携拠点病院等と地域の歯科医師との連携を促進することができた。 (2) 事業の効率性 地域の医師、歯科医師、歯科衛生士等を対象とした研修会を開催し、歯科医療従事者ががん治療における周術期の口腔機能管理を学び、資質向上を図ることができた。	
その他	平成 26 年度：1,215 千円、平成 27 年度：1,337 千円、平成 28 年度：2,632 千円、平成 29 年度：882 千円、平成 30 年度：1,537 千円、令和元年度：1,501 千円、令和 2 年度：27 千円、令和 3 年度：300 千円、令和 4 年度：994 千円、令和 5 年度：973 千円	

事業の区分	1－1．地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 4（医療分）】 病床の機能分化・連携推進検証手法検討事業	【総事業費】 7,930 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	地域の医療機関の現状把握、今後の将来の病床数の必要量とマッチングをする手法の確立	
事業の達成状況	令和 5 年度においても、医療と介護を一体的に把握できる国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとにどのような検証手法が有効かについて、評価分析を進めることができた。	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 各病院が、地域における自院の立ち位置の把握と将来の方向性の検討を行い、地域医療構想に沿った自主的な取に繋がられるデータ分析を病院へ示すことができた。 （２）事業の効率性 地域医療構想における課題を明確にした上で、各種分析に着手することにより、効率的に業務を遂行した。	
その他		